■ 研究ノート ■

戊辰戦争と国分寺の村々 ―国分寺村名主の記録から―

宮澤　歩美

はじめに

慶応四年（一八六八）正月三日、鳥羽・伏見の戦いが勃発し、翌年五月まで続く戊辰戦争が始まった。この戦争が旧幕府・新政府等の諸勢力や諸地域に与えた影響は大きく、その動向については政治史や地域史の側面から研究が進められ[1]、自治体史等でもその実態が明らかにされてきた[2]。

戊辰戦争が始まり、官軍が江戸城に向け進軍すると、諸藩や旧幕臣の間で広がった動揺と混乱は、次第に多摩地域にも波及していった。特に甲州街道では、旧幕臣や官軍の諸隊など、様々な勢力が日野宿・八王子宿等の宿場を通過した。こうした諸勢力は、多摩地域を通過する際に献金を命じたり、村々で乱暴行為を働くこともあったという[3]。

当該期の国分寺市域については、『国分寺市史』中巻に一部言及があるが、未だ検討の余地が残る。戊辰戦争において、市域は実際の戦地とはならなかったが、多摩の周辺地域と同様に様々な面で戦争の影響を受けたことは想像に難くない。より多くの地域資料を調査し、読み解いていくことで、戊辰戦争期における市域の実態に迫ることができるのではないだろうか。

幸いなことに、国分寺市には近世期の地域資料が豊富に残されている。これは、近世の村々において名主をはじめとする村役人層を中心に、幕府からの命令や触書、幕府等に提出した諸書類など、村政に関する文書が各人の家において保管・作成され、蓄積されてきたためである。令和六年度から着手した新たな国分寺市史編さん事業では、こうした地域資料の調査・再整理を進めている。

従って、本稿では市史編さん事業の中で調査・再整理

を行った地域資料の一部を紹介しつつ、当該期における市域の様相や戊辰戦争が村々に与えた影響、人々が戊辰戦争をどう捉えたのかについて考察したい。

一．近世における国分寺市域

近世において、国分寺市域には国分寺村・恋ヶ窪村・本多新田・戸倉新田・内藤新田・野中新田六左衛門組・榎戸新田・平兵衛新田・中藤新田・上谷保新田の一〇ヶ村があった（図1）。うち、野川の源流域を取り込む国分寺村と恋ヶ窪村は、「ハケ」（国分寺崖線）の湧水を利用して生活を営んでいた。この二ヶ村は近世以前からある古村であり、その他の八ヶ村は享保七年（一七二四）から始まる武蔵野新田開発により開発された新田村である。新田村の誕生は、承応三年（一六五四）の玉川上水開削によるところが大きく、開発以前の武蔵野台地上には、ススキや紫草が生い茂る原野が広がっていた。[4]

享保七年七月、江戸日本橋に新田開発を奨励する高札が立てられた。[5] 八代将軍徳川吉宗によるもので、吉宗は新田（未開発地）を開発し、新たに年貢を賦課する土地を設け、年貢の増収を図ることで幕府財政の悪化に対

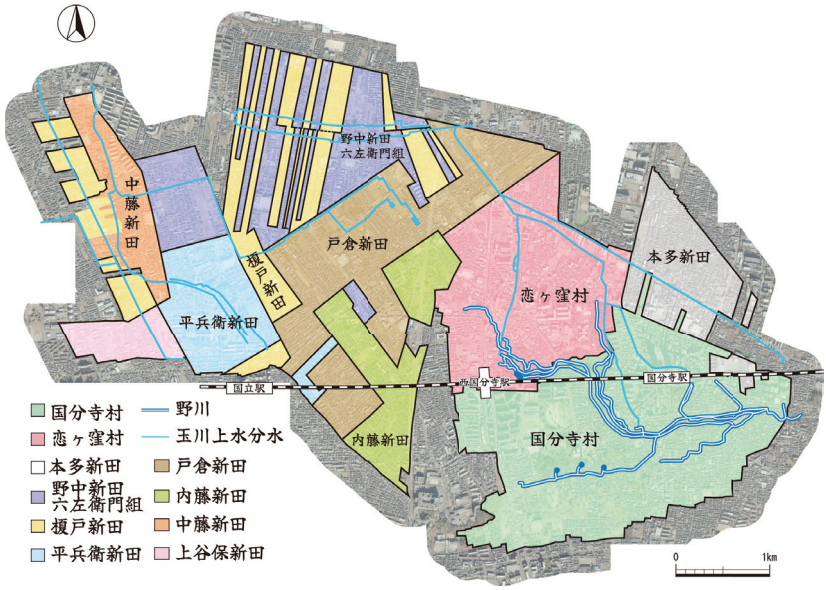


図1　近世の国分寺市域

応しようとしたのである。この高札において、新田となる場所があれば、代官・地頭・百姓が十分に相談し納得したうえで、その場所の絵図を添えた開発願を提出するようにと触れられている。武蔵野新田はこれを契機として、約二一七〇町歩（一二六〇〇石）が開発された。開発は享保七年から順次開始され、近隣村の百姓だけでなく、江戸町人等、商人の手によっても開発が進められた。「新田」とはいうものの、武蔵野台地上にある村々に水田はなく、皆畑であった。地味（土地の状態）は「宜しからず」[6]といった状態で、新田村全体の生産力は決して高いとは言えず、困窮する村々が多かったという。

市域には、新田開発により新しく八ヶ村が成立し、これが幕末まで続いた。幕末維新期において、市域はすべて代官支配（幕府領）であった。うち、野中新田六左衛門組・榎戸新田・平兵衛新田・中藤新田・上谷保新田が代官江川太郎左衛門支配所で、国分寺村・恋ヶ窪村・本多新田・内藤新田・戸倉新田が代官松村忠四郎支配所である。江川太郎左衛門は、戊辰戦争が勃発した後の慶応四年二月二一日、天皇を頂点として新たに樹立された新政府に対して勤王証書を提出し、新政府に従う姿勢を見せている。また、同年四月二日に松村忠四郎も新政府へ勤王証書を提出した。幕府代官の多くは、慶応四年二月から四月にかけて新政府へ勤王証書を提出しており、新政府から関東地域の支配を引き続き行うよう命じられている。江川・松村両代官の行動は、こうした動向と合致する。そのため、市域の村々も同様に、勤王証書の提出以降も代官による支配が続けられていくのである。

同年閏四月、新政府は政体書を発布し、中央・地方の支配体制の整備に乗り出した。旧幕府の代官支配所に県を置き、旧幕臣である代官をそのまま知県事に任命したのである。こうした動きの中で、江川太郎左衛門支配所は韮山県に編入された。また、同年六月に松村忠四郎が武蔵野県知事となり、明治二年（一八六九）二月の品川県設置により旧松村忠四郎支配所が品川県に編入された。さらに、明治四年（一八七一）七月十四日に廃藩置県が断行れ、藩の廃止と新たな府県の設置が行われた。同年一二月二〇日に韮山県が神奈川県に編入、品川県は一時入間県に編入され、明治五年（一八七二）一月二九日に神奈川県に編入された[7]。全国の支配体制を構築するため、新政府は様々な政策を展開する。その中で、明

治二二年（一八八九）に市域の一〇ヶ村が合併し、「国分寺村」となった。ここで初めて、現在の国分寺市域が一村として成立したのである。

二．幕末維新期の政治動向と国分寺の村々

（一）黒船来航と村々への影響

ここでは、戊辰戦争の前段階として、幕末期の政治動向と国分寺市域の村々について概観する。

嘉永六年（一八五三）六月三日、アメリカ東インド艦隊司令長官マシュー・C・ペリーが、使節として四隻の軍艦を率いて浦賀（現神奈川県横須賀市）に来航した。所謂「黒船来航」である。アメリカ大統領書簡を幕府役人に渡したペリーは、回答の猶予を求めた幕府に対し、翌年の再来航を告げて浦賀を退去した。また、同年七月にはロシアからも使節が来航し、通商関係と国境の確定を要求している。相次いで来航する外国船への対応を迫られた幕府は、朝廷に事態を報告するとともに大名及び幕臣に対して対応策の上申を命じた。上申の内容は様々であったが、戦闘を回避する策が多数を占めたという。[8] 従来、幕府の政策は将軍以下老中等の幕府首脳部により決定されたが、対外的危機に直面したことにより、大名・幕臣への諮問が行われるに至った。これは先例のない措置であり、諸大名の発言力を高め、幕政参加の道を開く契機となる一方、幕府権威の失墜に繋がったと評価されている。

では、この黒船来航は村々にどのようにして伝わったのであろうか。市域に残る史料からその一端を探ってみたい。

〔史料一〕[9]

差上申一札之事

今般浦賀表江異国舩渡来ニ付宿村々為取締御廻村被成、左之通被　仰渡候

一異国舩渡来候とも海防之儀厳重手当　有之候間、①一同安心いたし、諸事平穏ニ農業精を出、勿論宿村内昼夜役人共見廻り火之　元入念、自然無宿悪党もの等立入候節　捕押方兼而手配申入候役人ゟ合図次第壮健之もの共出会捕押、早々御役所江訴上若手ニ餘り候ハヽ打殺候而も不苦候

一役人共者不及申、小前末々ニ至迄御用又者要用者

格別、猥ニ他行致間敷、異国船②見物等ニ罷出候義者猶更不宜儀ニ付、此段相慎可申候、

（中略）

右者追々御役所ゟ御触達ニも御座候江共、今般御廻村厚御教諭ニ付、小前末々ニ至迄不洩様申達、心得違之もの無之様可仕候、依之御請印形差上申処如件

嘉永七寅年二月十八日　　府中領村々

（後略）

史料一は、万延元年（一八六〇）に作成された竪帳「異船渡来一件并御台場上金控」のうちの一部である。この史料は、国分寺村の名主を勤めた本多家[10]にのこされたもので、村々に出された触書をはじめとして、黒船来航に関する諸書類が書き留められている。史料一の傍線部①には、異国船が来航したが、海防を厳重にしているので一同安心して農業に励むようにとある。次いで、宿・村内の役人が昼夜見廻りを行い、火の元に注意し、無宿・悪党等が立ち入った場合は取り押さえるよう命じている。また、傍線部②に「異国船の見物に出向くことはよろしくないことなので慎むように」との記述が見え、異国船に対する庶民の興味・関心が垣間見える点は興味深い。黒船来航時、浦賀周辺に見物人が集まったという記録もあり、庶民にとって黒船の見物は娯楽のひとつだったのだろう。

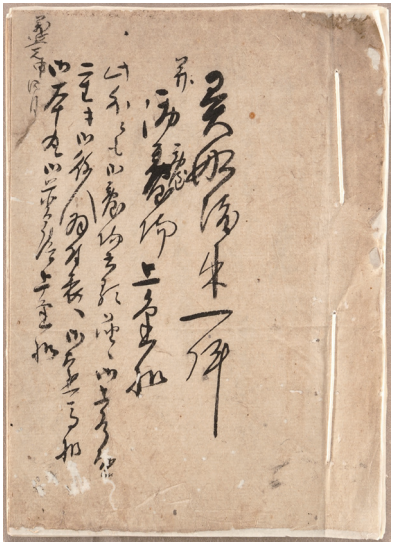


図２「異舩渡来一件并御台場上金控」（本多良雄家文書）

嘉永七年（一八五四）正月、予告通り再来航したペリーは、再度日本に対して和親と通商を求め、その結果、同年三月三日に日米和親条約が締結された。下田・箱館の開港や石炭・食料の供給、漂流民の保護等を取り決め、その後イギリス・ロシアとも同様の条約を結ぶに至っている。

異国船の来航という事態に直面した幕府は、海防の重

要性を自覚し、諸政策を展開する。海防の強化を図り、大名家に江戸湾をはじめとする海岸防備を命じるほか、内海台場（品川台場）の建設に着手したのである。

〔史料二〕[11]

覚

此度内海台場御普請御入用ニ付、其村々高百石ニ付明俵六十九俵ツヽ取集上高輪町如来寺迄当月を限運送可相納候、尤当役所ニ而も出役之上最寄之村役人共之内世話方可申付候間、右世話方之もの打合取集可申、勿論相当之代料運賃等をも御下方ニ可相成候間、若明俵無之候而も此度者格別之御用之儀ニ付、村役与相心得早々拵立可相納候、併可成丈ケ酒造人其外穀類商ひ候もの又者水車稼等之ものゟ為差出、其儀不足不足（ママ）之分拵立可申候、尚委細之儀者出役之ものゟ可申談候条、万端差図を請可取計候、此廻状昼夜刻付を以球速順達留り村ゟ可相返もの也

勝田次郎

役所

丑九月廿九日　　廿一ヶ村へ

府中領

（後略）

史料二「内海御台場御普請明俵取調帳」は、嘉永六年に作成された帳面の一部で、幕府から命じられた明俵の上納に関する文書が書き写され、まとめられたものである。史料二には、内海台場の御普請のため、村高百石につき明俵六十九俵ずつを取り集めて上納するようにと記されている。明俵（あきだわら）とは、中身が入っていない空の米俵のことで、明俵を台場の埋め立てに使用する土砂の運搬に用いるため、村々から提出させたものである。しかしながら、水田の少ない地域では、この空俵を収集して上納することも困難であったという。[12]

多摩地域に所在した幕府領の村々は、明俵上納に加え、幕府の軍備強化のために献金や御用金も命じられた。明俵の上納と同時期の嘉永六年十月には、市域の村々が国恩金の献金を行っている。国恩金は、代官所の手代から「慫慂（しょうよう）」があり、その旨に賛同して献金したものである。あくまで村々が自発的に献金し幕府がそれを許すという体裁を取っていたが、事実上の命令であり、村々はこれ

に従う形で献金を強いられていた。[13]

（二）武装する村々

異国船の来航や通商条約締結による開港などの影響を受け、関東地域の治安は一八世紀中頃から悪化の一途を辿っていた。無宿・浪人が村々を徘徊し、禁止されていた博奕や人家への押し入りなど、不法行為が横行したのである。こうした不法行為は、村にとっても大きな問題であった。文化二年（一八〇五）、無宿・浪人を取り締まるため、幕府は幕府領・私領の区別なく村々を廻村し、取締を行う関東取締出役（かんとうとりしまりしゅつやく）を新設した。さらに文政一〇年（一八二七）には、関東地域に対して改革組合村（寄場組合（よせばくみあい））の結成を命じた。改革組合村は、地域的なまとまりによって数か村を組み合わせた小組合を作り、さらに複数の小組合をまとめた大組合を結成する二重構造となっている。小組合に代表者として惣代を置き、大組合の中心には寄場と呼ばれる村が選ばれ、寄場村の村役人は寄場惣代として大組合を統括した。改革組合村は、無宿・浪人の横行などを村々の共同により抑制し、諸経費などを村々に請け負わせ、治安を維持することを目的に設置された。[14]

〔史料三〕[15]

乍恐以書付奉願上候

当御支配所左之通村々一同奉申上候、今般常州筑波山等ニ集屯罷在候浮浪之徒厳敷御誅伐被為在候ニ付、脱走之輩又者最寄無宿無頼之者共其虚ヲ伺ひ七八人宛徒を結ひ（党脱カ）、昼夜之無差別横行いたし、人家江押込是悲ヲ不論切害いたし、金銀衣服等奪取候者勿論、甚しきニ至候而者婦女ヲ奸淫し候儀も無之哉ニ付、郷①中強壮之者相撰手配仕候ニも、鉄砲者勿論兵器一切無之、竹鑓木太刀等携取囲候而も、先方ゟ鉄砲等被差向ケ空しく取逃し候儀も有之、左ニ候迚此儘差置候而者何様之儀出来可仕も難計、小前一同悲歎罷在候間、村々申合別紙之通り御取締相願候義ニ有之、依而者昨冬中農②兵御取立之儀被仰渡、猶当秋ゟ冬ニ掛り最寄壱両人ツヽ出府、鉄砲打方等御教授相願候程之義ニ有之候間、速③ニ右御筒御下ケ被下置候歟、又者御差支之義も被為在候ハヽ、浮浪之徒不残御鎮静被為遊候迄、何卒出格之以御慈悲左之

村々江高嶋流小筒凡百挺御貸渡ニ相成候様、偏奉願上候、以上

拝島組合惣代

元治元子年十二月　砂川村　名主　源五右衛門

中藤新田　名主　弥一郎

（他三名略）

江川太郎左衛門様

御手代鳥羽為助様

史料三は、江川太郎左衛門支配所のうち、中藤新田の名主を勤めた中藤家[16]に残された史料である。元治元年（一八六四）に拝島組合村々の連名で作成され、支配代官である江川太郎左衛門の手代鳥羽為助宛に提出された。拝島組合は、先述した改革組合村（寄場組合）のひとつであり、市域では中藤新田・上谷保新田が属した。この組合には市域の二ヶ村のほか、砂川村・芋窪村・中藤村・箱根ヶ崎村・福生村・拝島村等が属し、寄場が砂川村に置かれていた。

史料の傍線部①には、人家に押し入り金銀や衣服等を強奪していく無宿達に抵抗しようにも、村人は兵器を一切持っておらず、竹鑓や木刀では太刀打ちできないとある。傍線部③には、鉄砲を下さるか、または高嶋流小筒百挺を貸し渡して欲しいと記されており、無宿等による被害が深刻化し、村々が武力を持つことを志向し始めていた様子が伺える。

また、傍線部②に「農兵御取立之儀」とある。農兵とは、対外危機に対する防備強化のために百姓を組織して生まれた軍隊のことである。天保一〇年（一八三九）・嘉永二年（一八四九）の二度にわたり、代官江川太郎左衛門英龍が幕府に献策したことが始まりで、当初、身分制の維持を理由に幕府はこれを採用しなかった。対外関係の緊張や国内における攘夷運動の高揚等、危機感が高まる中で、英龍の跡を継いだ英敏が文久元年（一八六一）に再度農兵の献策を行った。これを受け、幕府は代官江川太郎左衛門支配所においてのみ農兵取立を認め、実現に至った。中藤新田は江川太郎左衛門支配所に属するため、農兵取立が行われたことが史料上からも確認できる。

農兵取立と同時期、幕府は幕府軍の西洋式軍隊化を志向し、旧来の幕府軍組織の改編を行った。文久二年（一八六二）に軍制改革を行い、陸軍奉行と歩兵奉行を

設け、歩兵・騎兵・砲兵の三兵からなる西洋式軍隊を創設したのである。この西洋式軍隊は、士官と兵卒で構成された。旗本や御家人が士官となったが、その下に配される兵卒の不足が問題となっていた。幕府は兵卒を調達するため、百姓に兵賦（へいぶ）を課し、幕府歩兵隊の兵卒として戦闘に動員することとした。

〔史料四〕[17]

乍恐以書付奉申上候

武州多摩郡左之村々役人惣代国分寺村名主良助外四人奉申上候、今①般高千石ニ付兵賦壱人宛可差出旨御達之趣承知奉畏、早速村々一同及対談候処、私共七ヶ村合高弐千弐百四拾八石三斗三升余有之、右高ニ応し下②小金井村百姓亀次郎地借磯吉弟七五郎、当子弐拾才、国分寺村組頭武左衛門悴武助、同拾九才、孰も強壮之もの共ニ付、右両人を人撰仕、尤当人共ニおゐても差好罷出候義ニ付、此上御沙汰次第聊無差支候様可仕候、依之此段奉申上候、以上

武州多摩郡
国分寺村
上小金井村
下小金井村
貫井村
下小金井新田
本多新田
人見新田
右七ヶ村役人惣代
国分寺村
名主　良助

元治元子年
十二月廿三日

（中略）

松村忠四郎様

史料四から、国分寺村では元治元年一二月に村々から兵賦を提出したことが確認できる。傍線部①には、村高千石につき一人ずつ、兵賦を差し出すよう命じられ、承知したことが記されている。また、傍線部②には、下小金井村百姓亀次郎地借磯吉の弟七五郎と、国分寺村組頭武左衛門の悴武助が「強壮之者」であるため、この二名を兵賦人として差し出したとある。史料上に「当人共ニお

ねても差好罷出候」とあり、両名が自ら進んで兵賦人となったと取れる記述があるが、その真偽は定かではない。

三．戊辰戦争と国分寺の村々

（一）動員される村々

慶応三年（一八六七）一〇月一四日、一五代将軍徳川慶喜が大政奉還を上表し、翌日勅許を受けた。朝廷は新体制を協議する諸侯会議を開催するため諸大名に上京を命じたが、様々な事由で上京延期を願う藩が多く、諸侯会議の実現には至らなかった[18]。同年一二月九日、薩摩・長州両藩の画策により「王政復古の大号令」が発せられた。幕府や摂政・関白などを廃止し、総裁・議定・参与の三職を置くことが宣言され、天皇のもとで諸大名の合議により政権を運営する公議政体の実現を目指し、新政府が樹立されたのである。新政府は、将軍の職を辞していた徳川慶喜に対し、辞官・納地（官位の返上、徳川家が有した領地の返納）を要求した。これに反発した旧幕府軍は、翌年正月三日に鳥羽・伏見で新政府軍と武力衝突を起こす。これが鳥羽・伏見の戦いであり、翌年まで続く戊辰戦争の始まりであった。鳥羽・伏見の戦いは旧幕府軍の敗北に終わり、正月七日に徳川慶喜追討令が発出された。徳川慶喜は朝敵とされ、二月三日に親征の詔、同月九日に有栖川宮熾仁が東征大総督に任じられ、新政府軍（官軍）の江戸進軍が開始した。

戊辰戦争は、村々に負担の増大という形で影響を及ぼした。そのひとつが助郷（すけごう）である。助郷とは、街道に置かれた宿場の不足人馬を補助するため、人馬の補給を義務付けられた近隣村のことを指す。当初は宿場に比較的近い村々を助郷として指定し、助郷村は不足の人馬を村高に応じて負担していた。これを定助郷（じょうすけごう）という。しかし、近世後期から幕末期には、交通量の増加により宿場と定助郷だけでは必要な人馬を賄いきれず、加助郷（かすけごう）・増助郷（ましすけごう）として遠方の村からも人馬を出すことが求められ、村々にとっては大きな負担となっていた。

国分寺市域では、従来より国分寺村・恋ヶ窪村が甲州道中府中宿の定助郷に指定されていたが、新田村は地味の悪さなどを理由に助郷の指定を受けていなかった。しかし、文久元年の皇女和宮の江戸下向、文久三年（一八六三）の将軍家茂上洛、元治元年（一八六四）の第一次長州征討等により街道の交通量が激増し、従って

助郷の負担も増大するに至った。こうした状況下で、更に負担が増大する要因となったのが戊辰戦争である。

〔史料五〕[19]

覚

今般

御親征御先鋒従　高嶋表江戸迄兵食人馬御賄方

被　仰付候処、府中宿役人共ゟ割付之通、其村々人足急速差出可申候、尤遅参有之節ハ急度可及沙汰候、

以上

官軍先鋒御用掛り
諏訪因幡守内
中嶋求吾印

辰三月十二日

同御用掛り
内藤若狭守内
神戸義衛印

史料五・六・七は、国分寺村名主本多良助が作成した御用留からの抜粋である。史料五は、官軍先鋒御用掛り高島藩諏訪家・高遠藩内藤家の家臣から村々に対して出された廻状の写で、親征のための兵食・人馬の供出を求めたことが確認できる。このとき、旧幕府の役職である甲府勤番が守衛した甲府城を制圧するため、官軍が甲州街道を通過するほか、八王子・日野周辺にも軍勢が進出し

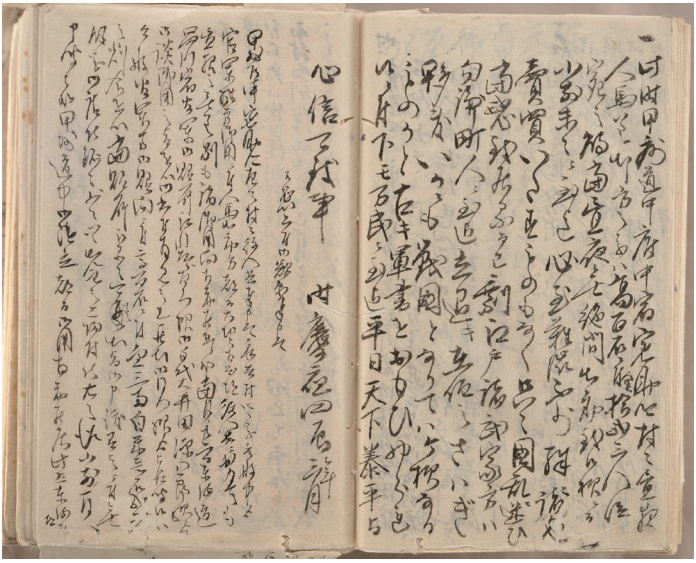


図３「御奉行所御代官所諸御用留」（本多良雄家文書）

てきている。こうした交通量の増加に対応するため、村々の助郷負担が増大していったのである。また、この他、官軍の親征のため村々に対して夜着・布団を差し出すようにと命じられるなど[20]、助郷以外にも様々な負担が課されていた。

〔史料六〕[21]

廻り田新田・下小金井新田・梶野新田・境新田・鈴木新田・大沼新田・小川新田・柳窪新田・桑川村・内藤新田・板戸新田・戸倉新田・平兵衛新田・芋窪村・芋窪新田・中里新田・小川村・砂川村・砂川新田・砂川前新田・中藤村　御請証文之事

今般

①官軍戦御用　御役々様御通行被為遊、御継立人馬御差支之趣ニ付、当分助郷被仰付候旨御達し被成、承知奉畏候、然ル上ハ、御触当次第聊無遅滞人馬差出し、御差支無之様急度為相勤可申候、依之御請証文差上申処如件

右村々今般加助郷被仰付、右文言之通御請印相済、

時慶応四辰年三月十二日、右官軍方ヨリ甲州道中府中宿ニおゐて御印状御渡ニ相成申候、

右者、②年来所々ニおゐて大戦場も有之候得共、今般ハ天下分ケ目之趣ニ而、官軍を以江戸表江押参り、右甲州道中ハ勿論、東海道・中山道、其外共御勅使之光ヲ以数万人押寄参り、細々ニ者筆ニも難尽大変大軍勢也、為後年一ト筆記帳致置候、

慶応四辰年三月　　名主　四十二才之砌　良助

史料六には、官軍から仰せつけられた助郷の詳細が記されている。傍線部①に官軍の「戦御用」に要する継立（つぎたて）人馬（じんば）が不足しているため、当分助郷を仰せつけられたとある。新たに「官軍戦御用」として当分助郷を仰せつけられたのは、史料の最初に記載された一九ケ村で、国分寺市域では内藤新田・榎戸新田・戸倉新田・平兵衛新田が含まれていた。戊辰戦争期においては、生産力の低い新田村も助郷の対象とされており、村々の負担が大幅に増加している様子が看取できる。

（二）戊辰戦争への眼差し

最後に、戊辰戦争を村の人々がどのように捉えていたのかについて考えてみたい。先に挙げた史料六傍線部②に「年来所々ニおゐて大戦場も有之候得共、今般ハ天下分ケ目之趣ニ而」との記述がある。国分寺村名主本多良助が記したこの史料のうち、特に慶応四年の記事には良助の所見が記されている箇所が複数ある。従って、当該史料から当時の村役人層の認識の一端を窺い知ることができるのである。史料から、戊辰戦争により各地が「大戦場」となっているとの認識が読み取れるほか、当時の状況を「天下分け目」と表現している点も注目できよう。

〔史料七〕[22]

時ハ

慶応四辰正月ゟ内藤新宿・品川宿・板橋宿・岩渕宿、右宿々ニ出口々江御関門所相建、其節右内藤新宿ハ御代官松村忠四郎様御支配ニ有之、仮手代として苗字帯刀御免ニ而、本多良助四拾弐歳之砌、右新宿関門改所江出勤致候、為後年記帳致置候、以上、但①右国乱ニ付候事

一右②国乱ニ付、馬喰町御郡代屋敷内江兵粮方御役所相立、然ル処此時府中最寄御鷹野掛り拾五ヶ村触次役良助相勤居り候ニ付、此時仮役被仰付、陣笠・野羽織立付ケ着用ニ而良助罷出、兵粮方相勤メ申候、為後年御用控

一此時甲州道中府中宿定助郷村々昼夜人馬差出し方之義ハ、高百石ニ付人足拾弐三人位宛之触当、昼夜無絶間出勤致候様ニ而、小前末々ニ至迄必至難渋不少、殊ニ諸色売買いたすものもなく、只③々国乱ニ迷ひ、当惑致居る而已、剰江戸諸武家方ハ勿論、町人ニ至迄、立退キ在住之さハぎ夥敷、いか④ニも戦国となりてハケ様なるものかと古キ軍書をおもひやられ候ニ付、下モ万民ニ至迄、平日天下泰平と心信可致事

時慶応四辰年三月

慶応四年正月から、内藤新宿・品川宿・板橋宿・岩渕宿に江戸を防備するための関門所が設けられた。本来であれば旗本・御家人らが関門所役人をつとめるべきであ

るが、不足する人員を補うために村々の名主が取り立てられたことが史料七から分かる。関門所が設けられた宿のうち、内藤新宿は代官松村忠四郎の管轄であったため、松村の支配所から名主良助が選出され、仮手代として苗字帯刀を許され、関門所に出勤したようである。また、馬喰町の郡代屋敷に兵粮方役所が設置されると、ここでも良助が仮役を命じられ、陣笠に野羽織・立付袴を着用して出勤することになった。このとき、良助が府中最寄御鷹野掛拾五ヶ村触次役[23]を勤めていたために仮役を仰せつけられたという。この史料には、傍線部①・②のように「国乱ニ付」という文言が度々登場する。良助は「国乱」という非常事態のために、本来であれば勤めることのない種々の仮役を勤めているのだという認識を持っていたと考えられる。

また、史料七には、甲州道中府中宿の定助郷村々に関する記述も見える。国分寺村を含む府中宿の定助郷村々は、昼夜絶え間なく出勤し、難渋しているとあり、困窮する村の現状を嘆いている。傍線部③には「只々国乱ニ迷ひ、当惑致居る而已」とあり、戊辰戦争による影響の大きさがうかがえる。さらに、傍線部④では、当時の状況を「戦国とはこのようなものか」と記し、「天下泰平」を願うような記述も確認できる。

おわりに

嘉永六年の黒船来航を契機として対外関係が緊張し、国内において尊王攘夷運動が高まりを見せた。これに対し、幕府は海岸防備や内海台場の建設等、海防強化の諸政策を展開し、また、軍制改革を通じて軍事力の強化を図った。こうした幕府政策実現のため、特に幕府領の村々に対し、御用金や諸道具の上納、人夫の差出といった負担が課されるに至る。さらに村々への負担が増大する契機となったのが、戊辰戦争であった。

市域に残る史料からわかるように、戊辰戦争は従来にないほどの交通量を生み出し、助郷や兵食の供出等、村々の負担を増大させる要因となった。助郷や上納金等の負担については、隣接地域の事例からその実態が明かにされているが、市域の史料からも同様の事実が確認できる点は、改めて指摘しておきたい。市域の村々は実際の戦地とは成り得なかったが、戊辰戦争が与えた影響は大きかったといえよう。

また、本稿で取り上げた国分寺村名主の記録から、戊辰戦争という「国乱」への戸惑いや大きな負担・困窮に対する嘆き、天下泰平への願いを読み取ることができた。これを記した本多良助という人物は、名主であり知識人層の一人であって、記述内容からも一定の教養を持っていたことが窺える。これは良助個人の記録であり、容易に一般化することはできないが、村役人が戊辰戦争を「国乱」と捉え、書き残したことの意味を考えることは、当該期における地域社会や村々の実態を明らかにするためにも重要であろう。

本稿では、国分寺村名主の記録を中心に検討を進めたが、今後はより多くの史料を把握・検討し、当該期における市域の実態や村々の様相、人々の認識や生活等をより詳細に明らかにする必要があると考える。そのためには、市域に残る史料の掘り起こしと調査・再整理が求められる。これについては今後の課題としたい。

謝辞

本稿は、東京経済大学・国分寺市教育委員会社会教育課の共催により開催した二〇二五年度第四三回　市民大学講座（全八回）のうち、第二回「戊辰戦争と国分寺の村々」の発表内容を文章化したものである。講座の開催にあたり、同大学職員の皆様、市教育委員会社会教育課職員の皆様に多大なるご協力をいただきました。記して感謝申し上げます。

注

1　戊辰戦争については佐々木克『戊辰戦争　敗者の明治維新』（中央公論新社、一九七七）、保谷徹『戊辰戦争』（吉川弘文館、二〇〇七）等を参照。

2　本稿で取り上げる多摩地域の戊辰戦争については、松尾正人編『近代日本の形成と地域社会』（岩田書院、二〇〇六）、『新八王子市史通史編4　近世（下）』（八王子市、二〇一七）、『小平市史』近世編（小平市、二〇一二）、『小金井市史』通史編（小金井市、二〇一九）などを参照。

3　『新八王子市史　通史編4　近世（下）』（八王子市、二〇一七）八三四頁

4　『国分寺市史　下巻』（国分寺市、一九九一）

5　武蔵野新田開発については、『国分寺市史　中巻』（国分寺市、一九九〇）を参照。

6　『新編武蔵風土記稿』巻之一二八

7　明治初年の市域の編入・移管については『国分寺市史　下巻』を参照。

8　藤田覚『幕末から維新へ』（岩波書店、二〇一五）

9　本多良雄家文書　支配一四四　万延元年四月「異舩渡来一件并御台場上金控」

10　本多良雄家は、宝永二年（一七〇五）に文書上で名主として名が確認できて以降、一時期を除き幕末まで国分寺村名主を勤め、享保九年（一七二四）に開発を開始した本多新田の名主を兼帯した。資料群には、近世から明治一〇年代にかけての村政史料を中心に、家・経営関係の史料が多く含まれる。幕末期には本多良助という人物が名主となり、良助の名で記された諸書類や御用留等の簿冊類が多く残されているため、当該期における国分寺村の様子を知ることができる。

11　本多良雄家文書　支配一四三　嘉永六年九月「内海御台場御普請明俵取調帳」

12　国分寺市教育委員会編『市制五〇周年記念国分寺市の今昔』（国分寺市、二〇一四）

13　『国分寺市史　中巻』（国分寺市、一九九〇）、藤田覚『日本の改革と多摩　生糸・農兵・武州一揆』（吉川弘文館、二〇一〇）

14　藤田覚『日本の改革と多摩　生糸・農兵・武州一揆』（吉川弘文館、二〇一〇）

15　中藤伸弥家文書　支配七　元治元年十二月「浮浪之徒誅伐ニ付小筒貸渡願」

16　中藤伸弥家は、中藤村（武蔵村山市）の内野家から中藤新田の名主として分家した家である。中藤新田のほか、上谷保新田・芋窪新田・柴崎新田の兼帯名主を勤めたため、資料群には各新田の文書も含まれている。

17　戸倉義助家文書　支配三一　元治元年十二月廿三日「（兵賦人差出ニ付届書）」。戸倉義助家は、戸倉新田の開発当初から名主を勤めた家である。宝暦二年（一七五二）から文久三年に至る宗門人別帳が残されており、近世から幕末における同村の様相を知ることができる資料群である。

18　この時、藩主の病気や幕府の役職就任等を理由に主の状況を辞退（拒否）する藩が多かった。特に譜代の諸藩は、「徳川家の陪臣であり朝廷から直接命令を受けることはできない」として上京拒否の上書を連名で提出している。当該期の譜代藩の動向については、鈴木壽子『幕末譜代藩の政治動向』（同成社、二〇一〇）を参照。

19　本多良雄家文書　村政一五四　万延二年正月「御奉行所御代官所諸御用留」

20　本多良雄家文書　支配四七　慶応四辰年三月十一日「御勅使并西国方重キ御掛り様方御下向其外御掛り様方凡弐万人程御通行ニ付村々夜着ふとん差出置候控」。江戸城の受取のために下向する御掛りが二万人余りで、夜着・布団が不足しているため差し出すようにとある。

21　本多良雄家文書　村政一五四

22　本多良雄家文書　村政一五四

23　御鷹野掛拾五ヶ村触次役とは、鷹場に関する役職のひとつである。鷹場に属する村々の組合の惣代を指す。国分寺市域は尾張鷹場に属していた。

みやざわ　あゆみ　市史編さん室職員